

商品概要説明書

定期積金＜定額式＞

(2026 年 11 月 2 日現在)

商 品 名	・ ウィンターキャンペーン 2 0 2 6 定期積金＜定額式＞
ご利用いただける方	・ 個人 ・ 下記対象取引のうちいずれか該当される方 対象取引：組合員・年金受取・iDeCo・給与振込・JAカード・JAネットバンク（JAバンクアプリ プラス）・公共料金の口座振替 ※公共料金は電気・電話（携帯電話含む）・水道・ガス・NHKのいずれか
期 間	・ 定型方式 2 年、3 年、4 年、5 年、10 年 ・ 期日指定方式 2 年超 10 年未満
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・ 契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・ 掛込周期は 1 か月、2 か月、3 か月、6 か月のいずれかとします。 ・ 預入時のお申し出により、最大 6 回まで増額月を設定できます。 なお、約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。 ・ 50 万円以上 ・ 1 回あたり 1,000 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・ 2 年以上：年 1.100% ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 0.5% を上乗せした利率） ・ 普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 （1）初回掛込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合 解約日における普通貯金利率 （2）初回掛込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合 契約時の約定利回り × 60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：097-53

	<p>5-7261)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、福岡県弁護士会に直接お申立ていただくことも可能です。</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県弁護士会館 092-791-1840 ・北九州法律相談センター 093-561-0360 ・久留米法律相談センター 0942-30-0144
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日前に中途解約された場合は、優遇金利は適用されず、当JA所定の中途解約利率が適用されます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品の取扱い期間は、令和8年11月2日から令和8年12月30日までとさせていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAおおいた